

平成29年(ワ)第180号 損害賠償請求事件

原告 島 昭宏

被告 崔 勝久 外1名

陳 述 書(甲76、甲77への反論)

平成30年5月21日

横浜地方裁判所第4民事部 御中

被告 崔 勝久

私は、平成29年(ワ)第180号損害賠償請求事件(横浜地方裁判所第4民事部)の被告の崔勝久(チェ・スング)と申します。原告島昭宏弁護士の報告書(甲第76号証)と陳述書(甲第77号証)に記された内容について陳述いたします。

(1) 島昭宏 報告書甲第76号証について

1) この報告書は意図的に、海外での集会などの設定における被告崔の役割を最小にする印象をあたえる内容になっています。「単独で訪韓」は原告島にはできないことであり、それらの段取りはすべて元原発メーカー訴訟団の事務局長であった崔が事務局内での協議と決定に基づきおこなっていたこと、またそのことは台湾での集会も同様であります。関係者であれば誰でも知っている事実を敢えて隠しています。

(2) 島昭彦 陳述書甲第77号証について

2) 弁護団の形成

①2ページの「私は、数ヶ月間に渡って・・・決定しました。」のくだりで、以下2点を自分ですべて「決定」したように書いていますが、弁護団には具体的な「原発メーカー訴訟」の運動を進める機動力はまったくないにもかかわらず、①「世界中から1万人を目標とする原告を募ること」、②「2014年・・・以降・・・方針を決定しました。」と記しているのはまったく事実と反します。

3) 原告の募集

①「私と被告崔が中心となって」(2ページ)とありますが、基本的には崔が組織内部で提起したことであっても、それらはすべて事務局内で議論され、決定されたものであり、原告島はその段取りの上で会議に参加し弁護団団長としての見解を話したにすぎません。

②「(訴訟の会)の役員は」「どういいういきさつかは知りませんが」(3ページ)とありますが、役員構成はすべて事務局で協議、決定したことです。

第2 確執

1) 争いの発端

①「原発問題の根幹は差別である」という崔の主張を原告島は理解できず矮小化しています。たとえば、2015年2月22日のシンポジウム「原発と差別、戦後日本を再考する」で講演者の小出裕章氏のメインテーマは、「原子力平和利用は差別の上に成り立った」でありました。

当初から、原告の島弁護士は、NPT体制（核不拡散条約）や植民地主義というのは左翼用語であり、若い人には受け容れられないと強く主張していました。しかし、それは原告島自身が植民地主義というのは社会科学における必要不可欠な用語（定義）であり、その用語を世界中の反核・反原発運動が基本的な常識にしているということを受け容れられなかったことを意味しています。それは原告島の、日米両国の植民地主義政策を批判する世界の運動に対する偏見と、核大国を中心としたNPT体制の実態に対する無知を表しています。NPT体制や植民地主義という言葉質を左翼用語とする島弁護士のそのような認識では、原発体制とは歴史的、社会的にどのようなものなのか、またそれらの用語を使わざるを得ない世界の運動の中で国際連帯運動をいかに展開するのかという視点はまったくなく、ただ東京での原発メーカー訴訟をどう進めるのかという、訴訟至上主義に陥り、原発メーカー訴訟という原発体制そのものを問題視する運動の可能性を摘んでしまう危険性があることを原告島はまったく理解できていないのです。

私たち原発メーカー訴訟を提起した者たちは、原発メーカー訴訟を単なる訴訟に終わらせず、それを通して原発体制に反対していく国際連帯運動を構築していくことを当初からの目標にしていたのです。原告島は原告弁護団長の立場で、原告の思いを訴訟の中で実現していくのが弁護士としての役割であるという大原則をいつのまにか忘れ、自らが原告団の一員であり、訴訟を立ち上げ反原発運動を推進していく中心にいるかのような錯覚に陥っていたとしても過言ではないでしょう。

②崔たちが世界で初めて原発メーカーの責任を問う裁判をはじめることができたのは、法律で免責されていても人権を侵す行為は問題にされなければならないという運動を具体的に展開したのは実は、川崎の在日韓国人たちであり、彼らは地域での児童手当などの獲得運動（児童手当は日本国籍者に法律上、限定されていた）にあたって、法律より人権の優位性を訴え実際に児童手当を獲得してきたことを学んだからであります。そのような理解の上で、法律で免責されていても福島に住民に被害を与えた原発メーカーを被告にする裁判が可能に

なったのであり、崔はその事実を伝えたにすぎません。それを原告島は、崔は裁判を利用して民族運動に利用したと発言しています。おどろくべき歪曲であり、偏見に満ちた発言です。後日、島弁護士はそのことに対して謝罪をしましたが、その直後、改めてその謝罪は方便であったという、驚くべき発言をしています。原告島の中にまさに植民地主義的な歴史観による差別意識があるとしか思えない発言であります。

③原発メーカー訴訟原告団の運動方針は事務局が提案し総会で決定されるのです。崔が一人で決める仕組みにはなっていません。そもそも弁護団が原告団の運動方針に直接関与することは「越権」であり、弁護士のやるべき職務の域を越えています。ましてや、崔に対して原告団事務局長の辞任を求める原告島の行為は原告弁護団長として許されるべきでない「越権」行為であり、法曹界の常識に反した行為であると言わざるをえません。

2) 深刻化

①事務局は東京地裁から、国内の原告は弁護士との委任契約書を東京地裁に提出したときに、署名の他に捺印が必要といわれていたにもかかわらず、原告の島弁護士は、捺印は不要と言いはったため、1年かけて集めた署名用紙を再度、署名してくれた当人に書き直してもらおうという大変な作業を余儀なくされました。それは原告弁護団長として、東京地裁の判断に背く行為を原告事務局に助言したという意味で、原告弁護士としての「適性に欠ける」と判断した私たちは、独自に島弁護士を解任して新たな弁護士を探す必要性を痛感していたため、崔はまず、原告事務局長の辞任を求める島弁護士の「越権」行為と弁護士としての「適正に欠ける」実態を多くの原告および世界の支援者に知らせる必要がありました。

そのために SNS を駆使して情報発信を行ったのです。原告島は被告崔と自分自身の関係を人間関係に矮小化しています。ということは、弁護団長の「越権」行為と弁護士としての「適正に欠ける」自らの行為に対する反省が一切、見られないことを意味します。両者の人間関係の「深刻化」の問題は、原告弁護団長のあり方が原告たちによって問われていたということの認識の欠如から必然的に派生したことであります。

②原告団の中にも弁護団長であった原告島を擁護する者たちがいましたが、彼らは、原告島の弁護士としての「越権」行為と、東京地裁の指示に反する「適正に欠ける」判断と事務局への指示を敢えて直視しようとしなかったのです。彼らもまた、混乱の原因を人間関係にみるという過ちを犯したといえます。特に大久保氏の陳述書に顕著なのですが、原告と弁護団が協力し合うことは当然

であっても、弁護団が原告団の事務局長の辞任を求める行為は弁護士としての「越権」行為であるという認識に欠けています。仮に事務局長に問題があった場合、事務局内または原告団内で取り上げるべきであるという大原則を理解せず、原告島は自らが原告の一員であるかのように発言し振る舞っていたことは、原発メーカー訴訟の弁護団長としてあるまじき行為であったといわざるをえないでしょう。

大久保氏をはじめとする原告島を擁護する原告は、執拗に、ツイッターなどを活用して、崔は自分で勝手に使った会費を自分たちに戻せというキャンペーンをはっていますが、会費の問題は大久保氏や原告島たちが選任した弁護士と事務局メンバーが会合を重ね、すべての要求された資料を手渡し、そこには何ら問題がなかったということで終わっているのです。その事実は大久保氏においても原告島においても一切言及されていません。

3) 修復への試み

①この裁判を進め、広めるためにも国際連帯運動が必要不可欠であることは、「訴訟の会」原告団の創設当時のテーマであり、原告島もそのことについて訴状を紹介した小冊子の表紙に自ら記しています。裁判を通して、原発体制の問題を広く全世界に訴えていくべきであるという点に関しては、事務局メンバーは一致した考えをもち、その方針のもとで被告崔は活動をしていたにすぎません。崔は事務局内でのフィリピンを始めとした海外訪問をすることの組織決定に従って行動したのです。「被告崔は我が物のように扱って」いたわけでは決してないということは、大久保氏をはじめ当時の事務局メンバーは誰もが知る事実です。原告島は、事務局決定を「被告朴や八木沼氏からの賛同のみで・・・事務局の決定を経た」と記しているのは明らかな虚偽発言です。

海外訪問を決定した事務局会議では、当時会計であった大久保氏もまた事務局長崔の海外訪問を支持し、賛成していたのです（それがいつの間にか、事務局での決定後、原告島の言い分に従うようになっていったにもかかわらず、最初から反対していたという虚偽を陳述書の中で述べています）。原告島は、訴訟の会の弁護士との合同集会で、島弁護士たちが帳簿や会費を弁護団に渡すようにという要求に大久保氏が否定的な発言をしたことに対して、「コウモリのような」と非難していました。大久保氏は事務局で合意された理解に基づいてその場でそのような適切な発言をしたのですが、その発言は大久保氏と島弁護士との間の「事前の合意」に反していたのでしょうか、原告島からそのような大久保氏を非難する発言がでたものと思われる。

②「被告崔を支えるのは、被告朴と八木沼氏ぐらい・・・(その他) 数人は被告崔を盲信」と原告島は書いています。しかしながら、原告島の弁護士として原告団に干渉するという「越権」行為と、東京地裁の委任状には捺印が必要だという指示に反してそれを不要だとした、弁護士としての「不適正」な行為に対して、原告島弁護士を解任し本人訴訟団を結成して、自ら準備書面を書いて高裁まで原発メーカーと闘ってきた原告とその支援者は20名を遥かに超えているのです。

③「原告団の分裂を放置することができず」、原告島が被告崔の原告代理人を「辞任」したというのは事実には反しています。すでに島弁護士を解任した原告が多くあらわれたにもかかわらず、原告島はそのうち、元・現事務局長であり本件の被告である崔と朴だけを狙い撃ちにし、本人訴訟団の分裂を謀ったのです。

④原告島が私たち本人訴訟団との「和解」を念頭に置き、そのように働きかけたと言うのも全く事実には反しています。むしろ事務局の方が、原発メーカー訴訟の訴状を書いた島弁護士が辞めればこの裁判は立ちいかないと考え、妥協に妥協を重ね、原告島の要求どおりに崔は辞任し、事務局の働きで訴訟の会の渡辺会長を交えながら、島弁護士の自分の言うことを聞かないのなら弁護団を辞めるという威嚇に対して、なんとか辞めないでほしいという思いから彼の要求をすべて呑み込んできたというのがこの間の実態であります。

第3 損害

1) 止まらない攻撃

原告島の弁護士としての「越権」行為と「不適性」な助言は裁判に悪影響を与えるという判断の下で、SNSでの情報発信だけでは十分でなく、原発メーカー訴訟原告団の事務局長であった、本件の被告崔と朴が弁護士会への懲戒請求、損害賠償訴訟の提起によって原告島の弁護士としての問題点を公にしていったことは事実です。原告島の問題点に関しては彼の同僚は、法律を曲げてまで(東京地裁の法的根拠を示した決定に逆らい、委任状に捺印は不要と主張、また裁判闘争の主体は原告でなく弁護士であるとの主張をしている)原告島の擁護をしたというこの事実は、法曹界の汚点として後世に残るでしょう。

2) 失われた信頼と決断

私たちは原告島個人に対して「人身攻撃を目的」にしたことはありません。原告島の弁護士としての実態を明らかにし裁判の継続を求めただけです。その結果、本人訴訟団は高裁において島弁護士たちの主張をさらに深めた主張を展開することができました。その間、私たちは訴訟における意見交換や共同の集

会の提起を継続しておこなってきましたが、原告島と彼を支持する原告は一貫して私たちとの話し合いを拒否してきたのです。島弁護士の「越権」と「不適正」行為を不問に付していたのでは、そうでなくとも裁判の主導権は弁護士にあるという誤った認識がひろまっている現実において、裁判の主人公は原告であるという大原則さえ当然のように歪められることを私たちは危惧したのです。

原告島が起こした本提訴は、典型的なスラップ訴訟です。弁護士という社会的に優位な立場を利用して、その不当性、問題点を明らかにしようとする、力のない一般市民の発言を提訴によって抑え込もうとするものであるからです。

一般市民は裁判の被告にされることだけで萎縮し、費用の点でも、時間の点でも、また精神的にも負担は大きいのです。ましてや、一般市民の生の声を自分に対する名誉毀損であり、インターネットによる私たちの情宣の「影響は計り知れません」と言いながら、原告島の事務所はさらに多くの弁護士を雇用し、銀座一等地の事務所も拡大し、弁護士会における地位も評判も高まっています。私たちのこのささやかな抵抗、ささやかな原告島の弁護士としてあるまじき実態の暴露が名誉毀損にあたるならば、一般市民は弁護士の邪悪な行動や、誤った助言に対しても沈黙しなければならないということになります。

裁判所の賢明で適切なお判断を願うばかりです。